

令和2年6月16日

保護者の皆様

杉並区子ども家庭部保育課長

## 今後の区立子供園の対応について（令和2年6月16日）

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス対策における子供園への分散登園にご協力いただきありがとうございます。

区では5月26日、感染拡大防止の観点から、6月末日までの分散登園をお願いしてまいりました。その後、6月に入り、区内の新規感染者数の伸びが前月に比べ鈍化している<sup>(注1)</sup>こと、また、社会全体が経済活動の正常化に向けて動き出していることなどの状況を踏まえ、今後の子供園の対応について下記の通り決定しましたのでお知らせします。

記

### 1 子供園の対応について

#### (1) 5歳児クラス

##### ① 6月17日（水）まで

引き続き分散登園による午前保育を実施します。

##### ② 6月18日（木）から6月30日（火）まで

分散登園による通常保育を実施します。これに伴い、弁当・給食を開始します。

##### ③ 7月1日（水）から

通常保育とします。

#### (2) 3・4歳児クラス

##### ① 6月19日（金）まで

引き続き分散登園による午前保育を実施します。

##### ② 6月22日（月）から6月30日（火）まで

分散登園による通常保育を実施します。これに伴い、弁当・給食を開始します。

##### ③ 7月1日（水）から

通常保育とします。

#### (3) 長時間保育について

6月中は可能な方は引き続き分散登園にご協力をお願いします。

#### (4) 登園日を欠席する方について

8月末までは、感染リスクへの懸念からご家庭の判断で登園を自粛した場合の出欠については、出席停止・忌引き等の扱いになります。

※これらの対応については、今後の都内における感染状況等に応じて変更する場合があります、その際には改めてお知らせいたします。

### 2 これからの子供園生活について

新型コロナウイルス感染症に対する感染拡大防止に努めながら、子どもたちが過ごす環境の見直しを行っていきます。また、今後の教育活動については、「杉並区子供園感染症予防ガイドライン」を基に内容を検討し中止や変更を行います。園生活で不安なこと等ありましたら各子供園にご相談ください。

### 3 保護者の方へのお願い

- ・毎朝の検温は引き続きお願いします。

発熱や咳等の症状がある場合は登園を控え自宅で休養を取り体調が回復してから登園してください。また、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは、登園はお控えください。

---

(注1) 区内の月ごとの1日当たり感染者数は、4月：6.63人、5月：0.89人、6月：0.67人（6月15日現在）となっています。

- ・保護者に咳や発熱等の症状がある場合の送迎は行わないで下さい。
- ・送迎の際はマスクの着用、施設内に入る時の手指消毒をお願いします。
- ・ご家族に体調不良の方、新型コロナウイルス感染症の疑いのある場合や検査の対象になった場合はすぐに園職員にお知らせいただき、検査結果もお伝えください。

#### 4 分散登園中の自園給食の給食費について

4月分～6月分の自園給食費（下高井戸子供園・成田西子供園）は、保育の利用日数に合わせて、月額給食費を減額します。

※利用した日数分を指定口座から引き落とします。

#### 5 （長時間保育をご利用の方）育児休業の延長について

7月から通常の保育を実施することになりましたので、令和2年4月1日以降に新たに子供園に入園となり、現在、育児休業を延長していただいている方については、7月以降の対応を次の中からご検討ください。

(1) 予定通り7月末までに復職をされる方	8月31日までに復職証明書を提出してください。
(2) 7月から自主的に休園し、9月1日までに復職する方	自主的に休園できるのは2か月までです。最長で8月末までは休園可能です。 7月10日までに休園の届出(変更届)をしてください。変更届は子供園にあります。 長期休園終了後、9月30日までに復職証明書を提出してください。
(3) 7月から自主的に休園し、9月以降も復職しない方	2か月を超えての休園は認められませんので、 <u>退園となります。</u> 「退園届」の提出をお願いします。 ただし、次の①②の条件をいずれも満たした方に限り、令和3年4月入所申込をされた場合の特例として、当該児童に対し調整指数4点を加点します。 ① 原則として4月9日から退園日までに1日も登園していないこと ② 7月31日までに退園した場合 ※上記①の条件を満たしている場合は、既に退園している児童についても、令和3年4月に入所申込をされた場合、同様に調整指数4点を加点します。

上記の措置は、現在、子供園の空きを待つ方への入所促進を図りつつ、感染への不安などから自主的な休園を希望する在園児の保護者に配慮するために、特例として設けたものです。

#### 6 その他

就労先からの突発的な解雇や内定取り消しになられた方は、退職日から2か月以内(4月から6月末までの臨時休園期間及び登園自粛要請期間は除く)に就労できれば引き続き在園できます。

就労を開始後、就労証明書(内定)を提出し、その後10月10日までに就労証明書(実績1か月付)を提出してください。

例：4月に突発的に解雇された方・・・8月末までに就労することで引き続き在園可能

※該当される方につきましては、6月30日までに保育相談係までご連絡ください。今後の手続きについてご案内をいたします。

#### 【問い合わせ先】

子ども家庭部保育課 03(3312)2111 (代表)

- 通知文全般に関すること 子供園・幼稚園担当
- 入園時期の相談・給食費に関すること 保育相談係
- 保育時間・弁当・給食に関すること 各子供園